

中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 想定最大規模降雨により浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定する洪水予報河川（水防法第10条第2項及び第11条）及び水位周知河川（同法第13条及び第13条第2項）以外の都道府県管理の河川において、浸水が想定される範囲の設定や、水害リスクの評価手法の技術的な検討を行い、それらを取りまとめた手引きを作成することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 検討会は、別紙に掲げる有識者等で構成する。

(検討会)

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員の互選により定める。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は、原則として非公開で開催する。

5 検討会における配付資料は、国土交通省ウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会における議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ウェブサイトに掲載するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室及び国土技術政策総合研究所河川研究部水害研究室に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和2年1月7日から施行する。